

令和7年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）

令和7年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について次のとおり諮問する。

2024年（令和6年）5月16日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 諮問の相手方

藤沢市教科用図書採択審議委員会委員長

2 諮問内容

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第5条の規定に基づき、諮問する必要がある。

参 考

藤沢市教科用図書採択審議委員会規則 抜粋

（会議）

第5条 委員会は、教育委員会の諮問に基づき、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2024年（令和6年）6月3日

藤沢市教科用図書採択審議委員会委員長 様

藤沢市教育委員会
教育長 岩本 将宏

令和7年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）

藤沢市教育委員会は2024年（令和6年）5月16日の教育委員会会議において「令和7年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」を定めました。

教科用図書の採択にあたっては国、県等の資料を踏まえて公正かつ適正を期し、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択することが求められています。また、英語の教科用図書については、令和6年度より、英語の学習者用デジタル教科書が紙の教科用図書と併せて提供されました。

そこで、貴審議委員会においては、「令和7年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び神奈川県教育委員会通知に示されている「令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」、「令和7年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき審議を行うとともに、英語については、デジタル教科書も考慮の一事項として、その内容を答申してくださるよう、ここに諮問します。